

お詫びと訂正

弊社刊行の『見て覚える！ 介護福祉士国試ナビ 2016』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます（2016年1月14日更新）。

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
78	表中 「医療行為」の 「身体介護の 取扱い」の中の 「医療行為で はないもの」の 4番目の項目	<u>ストマ装具のパウチにた まった排泄物を捨てる (肌に接着したパウチの 取り替えを除く) など。</u>	<u>医療職の指導を受け、ス トーマ及びその周辺の状 態が安定している場合 は、パウチの交換の実施 が可能など。</u>	2016/1/14 更新
78	表中 「医療行為」の 「身体介護の 取扱い」の中の 「社会福祉士 及び介護福祉 士法の改正(2 012年4月 施行)の項目	介護福祉士および一定の 研修を受けた介護職員等 が、	介護福祉士(介護福祉士 についての施行は2016 (平成28)年3月31日 までの間は適用されな い)および一定の研修を 受けた介護職員等が、	
191	冒頭の吹き出 しの1～2行 目	介護福祉士(介護福祉士 についての施行は2015 (平成27)年4月)や一 定の研修を受けた介護職 員等は、	介護福祉士(介護福祉士 についての施行は2016 (平成28)年3月31日 までの間は適用されな い)や一定の研修を受け た介護職員等は、	
191	表中 「介護職員等 の範囲」の中の 「介護福祉士」 の項目	<u>2015(平成27)4 月から施行</u>	<u>介護福祉士の業に喀痰吸 引等が加わる改正は、2 016(平成28)年3 月31日までの間は適用 されない。</u>	